平成２１年（フ）第６８１７号
大阪市東淀川区瑞光３丁目４番14号
債務者　奥村　　護
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８１９号
大阪市東淀川区瑞光３丁目４番14号
債務者　奥村　和子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８２６号
大阪市城東区東中浜９丁目８番５―508号
債務者　渡部　禎造
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８２９号
大阪府東大阪市友井２丁目32番38号
債務者　住本日出子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８３１号
大阪市都島区都島南通２丁目１番２―608号
債務者　藤本　康子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８３６号
大阪市東淀川区豊新１丁目18番18―310号
債務者　後藤　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８３７号
大阪府東大阪市吉田３丁目２番45号　エクサーブ西村203号
債務者　恒岡妃都美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９１号
大阪府泉南市兎田693番地、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地32棟202号
債務者　中野　　輝
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
大阪府泉大津市西港町３番９号
債務者　甘佐　　徹
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６６４号
大阪府和泉市池田下町1800番地、前住所大阪府泉南郡熊取町小谷北２丁目８番10号
債務者　高見　早苗（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６９５号
大阪府和泉市上町363番地の17
債務者　酒井　清行
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７１１号
大阪府岸和田市八幡町８番89―507号、前住所大阪府岸和田市八幡町６番50―401号
債務者　内海　広樹
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７１８号
大阪府泉佐野市上町１丁目１番41―403号、前住所大阪府泉佐野市南中安松1553番地213
債務者　金納　睦志
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７３９号
大阪府岸和田市田治米町59番地の４レオパレスコスモス208号、前住所大阪府岸和田市摩湯町1114番地
債務者　山本　健治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７５０号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘２丁目１番５号
債務者　機谷　　博
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７５３号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―1211号
債務者　鈴木　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７５４号
大阪府貝塚市澤16―１マスターズエル二色ノ浜712号室、住民票上の住所大阪府貝塚市澤1062番地の４
債務者　井戸孝太郎
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係